

令和7年度第2回茨木市地域包括支援センター運営協議会

会 議 次 第

内 容

(1) 審議案件

案件 地域密着型サービスの指定について

(内容) 小規模多機能型居宅介護 1 件 【資料1】

認知症対応型通所介護 1 件 【資料2】

令和 7 年度 第 2 回

茨木市地域包括支援センター運営協議会

会議資料

指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
 - ・法人名称 社会福祉法人日の出福祉会
 - ・法人所在地 兵庫県加古郡稲美町国安字新開1256番地
- 2 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護 ゆとり庵小柳
- 4 事業所の所在地 茨木市小柳町13番3号
南園域
- 5 事業開始年月日 令和7年11月1日
- 6 利用者数

登録定員	29人
通いサービス利用定員	18人
宿泊サービス利用定員	9人
- 7 構造及び面積
 - 鉄骨造 1階建
 - ・居室面積 7.43㎡×9室
(基準上必要な面積1室あたり 7.43㎡以上)
 - ・居間及び食堂の合計面積 68.40㎡
(基準上必要な面積 機能を十分に発揮しうる適当な広さ)
- 8 従業者

管理者	1名 (常勤1名、介護職員と兼務)
介護支援専門員	1名 (常勤1名、介護職員と兼務)
介護職員	10名以上 (常勤、非常勤各5名以上)
看護職員	2名以上 (常勤、非常勤各1名以上)
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 食費 朝食300円 昼食550円 夕食550円
- 11 宿泊費 2,500円/泊
- 12 事業者の経歴 キング醸造株式会社が90周年事業の一環として、平成4年に稲美町への地域貢献のために創立した法人。主に介護・保育事業を展開しており、本市における介護保険の指定は初めてである。
- 13 その他 AEDは建物内に1台設置

参考 小規模多機能型居宅介護設備基準

- ・宿泊室（個室）：床面積は7.43㎡/室以上
- ・居間及び食堂等：機能を十分に発揮しうる適当な広さ

指定地域密着型サービスの指定について
(小規模多機能型居宅介護事業者の指定申請)

名称		小規模多機能型居宅介護 ゆとり庵小柳	
		小規模多機能型居宅介護人員・設備基準	可否
事業内容		「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを行う。	○
		・1事業者の登録者数29人以下（サテライト型事業所では18人以下）	○
		・「通いサービス」の利用定員は登録定員の1/2から15人の範囲内（サテライト型事業所では登録定員の1/2から12人の範囲内）	○
		・「宿泊サービス」の利用定員は通いサービスの利用定員の1/3から9人の範囲内（サテライト型事業所では通いサービスの利用定員の1/3から6人の範囲内）	○
人員基準	代表者	・特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスの従業者又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの（サテライト型事業所では、本体事業所の代表者が望ましいが、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所で、その代表者が保健師又は看護師で当該研修を修了していない時は別の当該研修修了者をサテライト型事業所の代表者とする。）	○
	管理者	・専ら職務に従事する常勤のもの 事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は併設する施設等の職務との兼務可（サテライト型事業所では、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。ただし、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所で、その管理者が保健師又は看護師の場合、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要がある。）	○
		・特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	従業者	【小規模多機能型居宅介護従業者】 ＜通いサービス＞ ・常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ＜訪問サービス＞ ・日中:常勤換算方法で1以上（サテライト型事業所の場合は1名以上） ＜宿泊サービス＞ ・夜間及び深夜:夜勤1以上＋宿直1以上で必要な人数(利用者がいない場合は配置しないことができる)（サテライト型事業所では、本体施設から適切な支援が受けられる場合には宿直職員を置かないとができる。） ※従業者のうち1以上は常勤であること。 ※従業者のうち1以上は看護職員であること。（サテライト型事業所では、本体事業所から適切な支援が受けられる場合には置かないことができる。） 【介護支援専門員等】 ・介護支援専門員を配置（厚生労働大臣が定める研修修了者であること。）（サテライト型事業所では、介護支援専門員でなく研修修了者で可。） ※小規模多機能型居宅介護従業者の員数を満たす従業者を置くほか、併設する施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、併設する施設等の職務への従事が可。	○
設備基準	共通基準	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○
	個別基準	・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、その他必要な設備及び備品等を備えること。（サービス提供に支障がない場合は、併設する指定地域密着型介護予防サービス事業所との設備の共用を認める。）	○
		・居間、食堂：機能を十分に発揮しうる適当な広さ（居間と食堂は同一の場所で可）	○
		・宿泊室(個室)：床面積は7.43㎡/室以上 ※1室の定員は1人。必要と認められる場合は2人可	○
		・宿泊室(個室以外)：(宿泊利用定員-個室の定員数)×概ね7.43㎡以上 ※利用者のプライバシーが確保された構造であること。	○
		・立地場所は住宅地又は家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	○

注：○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

小規模多機能型居宅介護 ゆとり庵小柳

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人 日の出福祉会（以下、「事業者」とする。）が運営する『小規模多機能型居宅介護 ゆとり庵小柳』（以下、「本事業所」とする。）は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所、地域包括支援センター、保健医療サービス及び関係市町村との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境及びご希望を踏まえ、利用者の居宅において又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期宿泊させ、本事業所において、家庭的な環境と地域との住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営むことのできるよう小規模多機能型居宅介護の提供を行うことを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 本事業所は、利用者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に小規模多機能型居宅介護の提供を行うものとする。
2. 本事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重するとともに、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
3. 事業の実施に当たっては、本事業所の従事者等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。
4. 本事業所は、サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、地域住民およびそのボランティア活動等との連携協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。
5. 前各項に定めるものの他、介護保険法、茨木市で定める指定基準条例、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
6. 本事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に第三者機関による評価を受けて、常にその改善を図るものとする。

第3条 (事業所の名称、所在地等)

1. 名 称 : 小規模多機能型居宅介護 ゆとり庵小柳
2. 住 所 : 大阪府茨木市小柳町 13 番 3 号
3. 登 録 定 員 : 29 名
4. 通いサービス定員 : 18 名
5. 宿泊サービス定員 : 9 名

第4条（管理者・従業員の職種、員数）

本事業所に勤務する従業員の職種および員数は次のとおりとする。

職種	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1人		1人	介護職と兼務
介護支援専門員	1人		1人	介護職と兼務
看護職員	1人以上	1人以上	2人以上	
介護職員	5人以上	5人以上	10人以上	

第5条（管理者・従業員の職務内容）

小規模多機能型居宅介護を提供する従業員の職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、厚生労働大臣の定める研修を修了した者、又は保健師若しくは看護師であって、従業員等の管理及び本事業所の利用に係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うものとする。また、管理者は、従業員等に対し、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
2. 介護支援専門員は、厚生労働大臣の定める研修を修了しているものであって、利用者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成するものとする。
3. 小規模多機能型居宅介護従事者は、本事業所が使用する保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、介護職員初任者研修課程修了等の資格を有する者その他の従業員であって小規模多機能型居宅介護の提供にあたるものとする。

第6条（営業日及び営業時間）

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 1年を通じて毎日営業とする（休業日は設けない）
2. 営業時間 24時間
ただし、新規サービスの申込・相談等の受付、既存利用者からのサービスの内容に関する相談等の受付については8時30分～17時30分の間とする。
3. サービス提供基本時間
 - (1) 通いサービス 午前7時～午後9時まで（送迎時間は除く）
 - (2) 宿泊サービス 午後9時～午前7時まで
 - (3) 訪問サービス 24時間注）サービス提供時間は、事前に介護支援専門員により計画された居宅サービス計画に基づくものとする

第7条（小規模多機能型居宅介護の内容）

1. 本事業所は、介護保険法令に定める下記のサービス行為区分の中から、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画に基づき、指定された時間帯に、選択された小規模多機能型居宅介護を提供するものとする。
 - （1）通いサービス
利用者が本事業所へ通い、利用者の日常生活動作能力や意欲向上、療養生活の支援のために利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行うものとする。
 - （2）訪問サービス
本事業所の従事者等が利用者宅へ訪問し、利用者の日常生活動作能力や意欲向上、療養生活の支援のために利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行うものとする。
 - （3）宿泊サービス
本事業所へ宿泊する利用者に対して行う、日常生活動作能力や意欲向上、療養生活の支援のために利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、夜間及び深夜において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行うものとする。
2. 本事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって小規模多機能型居宅介護を行うものとする。
3. 本事業所は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めるものとする。
4. 本事業所は、指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
5. 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行うものとする。
6. 本事業所は、通いサービス及び宿泊サービスについて送迎を必要とする利用者に対し、利用者宅から本事業所間の送迎サービスを提供するものとする。送迎車両には運転手又は従業者が添乗し、必要な介助を行うものとする（送迎、移動、移乗動作の介助）。
7. 本事業所は、利用者及びご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行うものとする。

第8条（居宅サービス計画の作成）

介護支援専門員は、茨木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例に沿って、利用者の居宅サービス計画を作成するものとする。

第9条（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

1. 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ

て、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するものとする。

2. 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。
3. 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成につき、その内容について利用者又はそのご家族に対して説明し、同意をいただくとともに、作成した小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付するものとする。
4. 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行うとともに、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとする。

第10条（利用料その他の費用の額）

1. 小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示上の額）とし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示上の額）全額とする。なお、当該利用料の額は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
2. 利用者との契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとする。この場合、本事業所は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとする。
3. 本事業所は、小規模多機能型居宅介護を提供するに当たり、以下の費用を利用者に請求するものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用（朝食300円 昼食550円 夕食550円）
 - (2) 宿泊に要する費用（2,500円/日）
 - (3) おむつ代
（テープ型40円/枚 パンツ型45円/枚
尿取りパットS:8円/枚 M:10円/枚 L:15円/枚）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
4. 利用者の都合により、サービスの中止（キャンセル）の申出があったときは、キャンセル料として、食事の提供に要する費用及び宿泊費用の1割を受領することができる。ただし、利用者の容態の急変等必要かつやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は請求しないものとする。

サービス利用予定時間の24時間前までに申し出があ	無料
--------------------------	----

った場合	
サービス利用予定時間の24時間前までに申し出がない場合	予定されていた食事・宿泊に要する費用の1割

5. 前各項の規定による費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、その同意を得ることとする。
6. 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付するものとする。

第11条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、大阪府茨木市とする。

第12条（地域との連携）

1. 本事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、そのご家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
2. 本事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
3. 本事業所は、事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
4. 本事業所は、事業の運営にあたっては、提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するよう、努めるものとする。
5. 利用者の変化に応じ随時・6か月に1度、管理者・介護支援専門員・介護職・看護職等の関係者が共同し小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い、日常的に地域住民との交流を図り、地域の行事や活動に積極的に参加するものとする。

第13条（緊急時等の対応）

従事者等は、小規模多機能型居宅介護を提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ本事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、本事業所の管理者に報告するものとする。

第14条（事故発生時の対応）

1. 本事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、事業所が住所を有する市区町村、利用者の家族、利用者に係る他の居宅サー

ビス事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
3. 本事業所は、事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。
4. 本事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第15条（秘密保持）

本事業所及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は、従業者退職後も同様とする。

第16条（苦情処理）

1. 本事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する他必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3. 本事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市区町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 本事業所は、市区町村からの求めがあった場合には、前項の記録の内容を市区町村に報告するものとする。
5. 本事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
6. 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。
7. 本事業所の苦情受付時間は月曜日から日曜日の8:30～17:30とする。

第17条（虐待防止のための措置に関する事項）

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講ずる。
 - （1）虐待防止に関する責任者を選定する。
 - （2）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果については従業員に周知する。
 - （3）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （4）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
2. 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第18条（身体的拘束等の禁止）

1. 本事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、ご理解を得ることができるよう努める。
2. 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - （1）利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - （2）身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
 - （3）身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

第19条（非常災害対策）

1. 本事業所は、非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するための防災計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
2. 本事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、地域との協力体制の構築に努めるとともに、非常災害に関する具体的な通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとする。

第20条（衛生管理）

1. 本事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講じるものとする。
2. 事業者は、本事業所において感染症及び食中毒等が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずる。
3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するための委員会を概ね6カ月に1回開催し、その結果については従業員に対し周知を行う。
4. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
5. 事業所において感染症が発生、まん延しないように必要な措置を講じると共に、従業者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努め、研修、勉強会及び訓練を定期的に実施する。

第21条（利用に当たっての留意事項）

本事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- （1）サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示するものとする。
- （2）事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行うものとする。
- （3）サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用を中止いただくことがある。

第22条（その他運営についての留意事項）

1. 本事業所は、従事者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、その業務体制を整備するものとする。

- 新規採用時研修・・・採用時1日間
- OJT 研修・・・・・・初回～3回程度
- 業務ミーティング・・・・月1回程度

第23条（記録の保管）

本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（会計に関する記録は7年間）保存するものとする。また、(1)(2)(3)(4)(7)(8)(9)の書面に関しては、利用者もしくはご契約者の請求に応じてこれを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 小規模多機能型居宅介護報告書
- (4) 利用者に対して提供したサービスの内容等の記録
- (5) 市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
- (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 運営推進会議の報告・評価・要望・助言等の記録

第24条（暴力団の排除）

事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

第25条（短期利用居宅介護）

1. 本事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護を提供する。
2. 短期利用居宅介護は、当該事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、利用日に空室がある場合に提供することができる。
3. 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
4. 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機

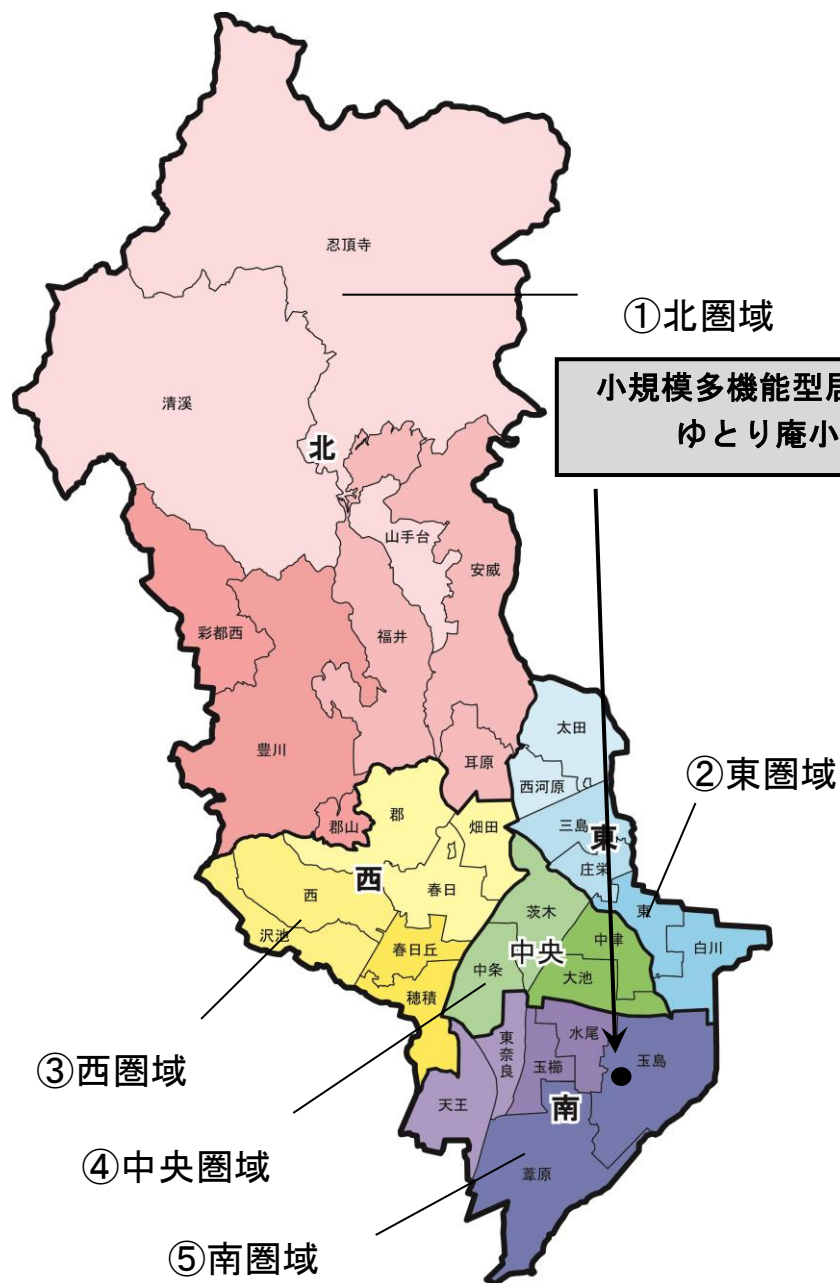
能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

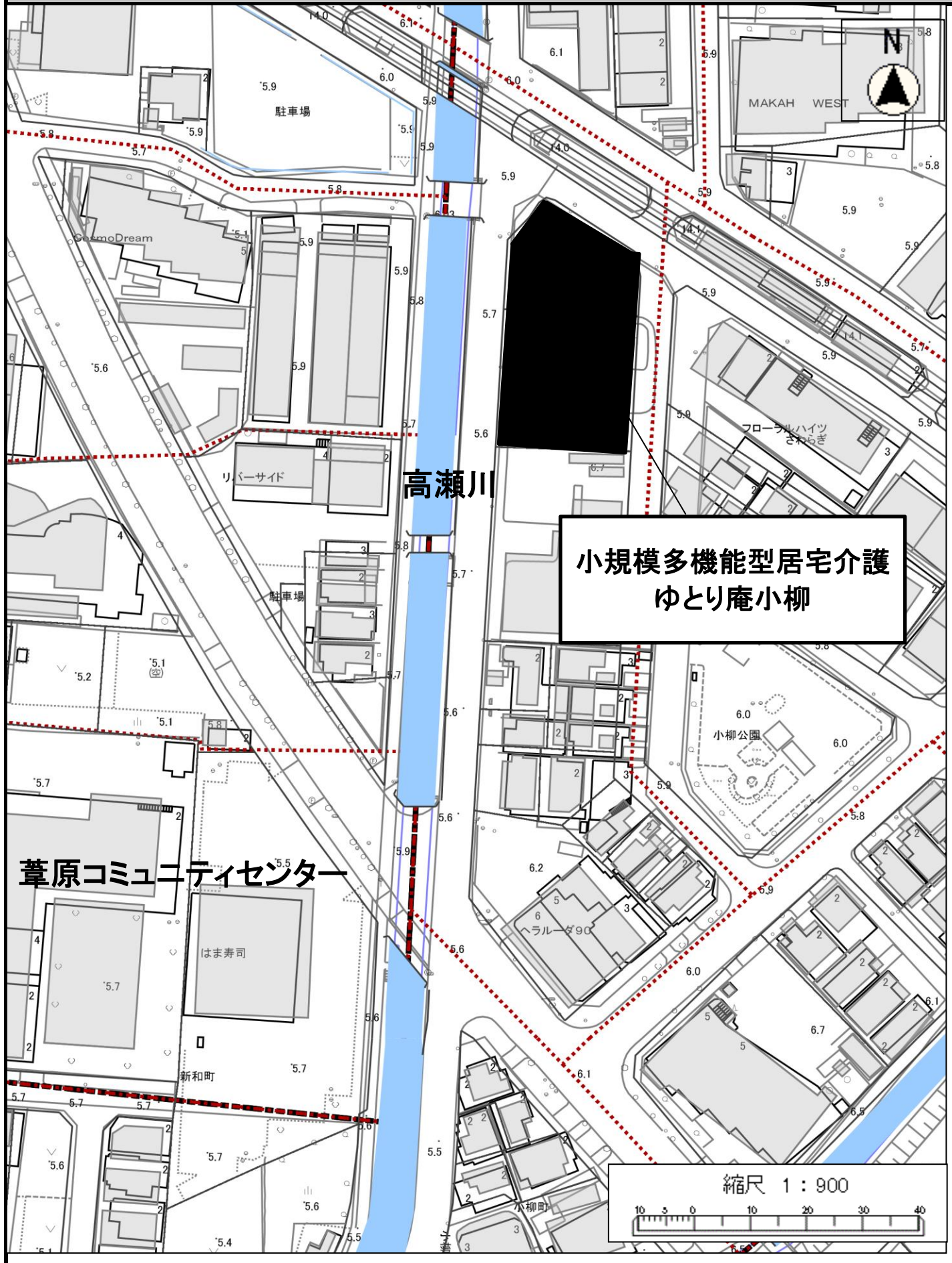
第26条（協議事項）

契約に定めのない事項および疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、ご契約者および本事業所が誠意をもって協議し、解決するものとする。

（附 則） この規程は、令和7年11月1日から施行する。

日常生活圏域





指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
 - ・法人名称 株式会社ファミライフエヌ
 - ・法人所在地 大阪府茨木市大字佐保 2 6 6 番地
- 2 サービスの種類 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- 3 事業所の名称 共用型デイサービスコティ東彩都
- 4 事業所の所在地 茨木市大字佐保 2 6 6 番地
北園域
- 5 事業開始年月日 令和 7 年 1 1 月 1 日
- 6 利用者数 本体の事業所等の入居者を含めた利用者数 1 2 人
当該事業の利用定員 3 人
- 7 構造及び面積 木造 1 階建
 - ・居間及び食堂の合計面積 1 8 7 . 0 0 m²
(基準上必要な面積 機能を十分に発揮しうる適当な広さ)
- 8 従業者
 - 管理者 1 名 (常勤 1 名)
 - 介護従業者 7 名 (常勤 3 名、非常勤 4 名)
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 事業者の経歴 令和 7 年 2 月 2 8 日まで当該所在地で認知症対応型通所介護を運営していたが、利用者数の減少により廃止。今回は既に運営している認知症対応型共同生活介護の共用型認知症対応型通所介護を指定希望。

参考 共用型指定認知症対応型通所介護基準

- ・指定認知症対応型共同生活介護若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者とともに行う指定認知症対応型通所介護をいう。

(認知症対応型通所介護事業者の指定申請)

名称		共用型デイサービスコティ東彩都	
認知症対応型通所介護人員・設備・運営基準			可否
事業内容		・要介護状態となっても、その認知症である利用者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。 〈単独型〉：特養等に併設されていない場合 〈併設型〉：特養等に併設されている場合 (単独型、併設型の利用定員は12人以下) 〈共用型〉：指定居宅サービス事業等について3年以上の経験を有する事業者が、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室においてこれら事業所又は施設の利用者とともに行う場合(利用定員は共同生活住居毎に3人)	○
人員基準	管理者	・事業所ごとに専ら職務に従事する常勤の管理者を配置 ※事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが可	○
		・適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を終了しているもの	○
	従業者	〈単独型及び併設型〉 ・生活相談員：サービス提供時間内に勤務する時間数の合計(勤務延時間数)を提供時間数で除して得た数が1以上	—
		・看護職員又は介護職員：単位ごとに専らサービスの提供に当たる職員が1以上及び提供時間数に応じて1以上	—
		・機能訓練指導員：1以上 ※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有するもの。 当該事業所の他の職務に従事することが可	—
		※生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤	—
		〈共用型〉従業者：利用者と本体施設の入所者等の数を合計した数について、本体施設に係る基準に規定する従業者の員数を満たすために必要な数(概ね3対1以上の人員配置)	○
設備基準(※)	共通基準	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○
	個別基準	〈単独型及び併設型〉 ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室を有するほか、サービス提供に必要な設備及び備品を設けること。 ・設備は専ら事業の用に供するものであること。(サービス提供に支障がない場合は、併設する指定地域密着型介護予防サービス事業所との設備の共用を認める。) ※食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計面積は利用定員×3㎡以上とする。 ※食事の提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては同一の場所で可	—
運営基準	共通基準	・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	○

注：○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

※：共用型デイサービスコティ東彩都は、共用型(介護予防)認知症対応型通所介護の事業所であり、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の指定を受けた事業所の設備を利用して事業を行うため、設備に係る独自基準はありません。

共用型デイサービス コティ東彩都 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ファミライフエヌが設置する共用型デイサービスコティ東彩都（以下「事業所」という）において実施する「指定共用型認知症対応型通所介護」及び「指定介護予防共用型認知症対応型通所介護」事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防に当たっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者と家族の立場に立った適切な事業の提供をすることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 サービスの提供にあたっては、旧認知症対応型通所介護「デイサービスコティ東彩都」と現共同生活住居「グループホームコティ東彩都」の両方において、広々とした空間における家庭的な環境と、入居者及び地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることによって、認知症の進行を緩やかなものとする。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 地域との結び付きを重視し、市、居宅介護支援事業所、及び他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 5 介護保険料の利用負担量の軽減に伴い、営業日・営業時間を増やし、家族の負担軽減に寄与する。
 - 6 「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月10日茨木市条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 共用型デイサービス コティ東彩都
- （2） 所在地 大阪府茨木市大字佐保266番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１） 管理者 １名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２） 介護従業者 ７名以上（常勤 ３名以上・非常勤 ４名以上）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は一日につき３名とし、茨木市に居住する認知症状のある人に限る。

（営業日及び営業時間）

第7条 （１） 営業日 月曜日～土曜日 祝日

（２） 営業時間 午前８時３０分～午後５時３０分まで

（３） サービス提供時間 午前９時～午後５時まで

サービス提供時間外や、年末年始他、通所介護計画にない日の利用については、要相談。

（事業の内容）

第7条 本事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

（１） 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助

（２） 健康状態の観察

（３） 日常生活の中での機能訓練及びレクリエーション

（４） 外出を含む季節行事

（５） 利用者及びその家族への相談、援助等

（６） 送迎

（通所介護計画等）

第8条 担当居宅介護支援専門員の作成する介護計画に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成し、利用者または家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

２ 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、サービス利用中の様子を家族に報告し、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（利用料等）

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示の額とする。

但し、次に掲げる項目については、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得た別途料金の支払いを受け、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者に対して交付する。

食事 おやつ

また必要に応じたリハビリパンツやパットや訪問業者による理美容代等は、実費を徴収する。（なお当日に利用キャンセルを受けた場合は、昼食代金を徴収する）

（短期利用についての対応）

第 10 条 事業所は、家族の都合等で宿泊が必要な場合、共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の「短期利用共同生活介護」を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき 1 名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担する。

※ 第 5 項については、事業所として、長期入院等の入居者の居室を短期利用共同生活介護として利用する場合のみ記載する。

なお短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

6 支払いは、利用開始時に当事業所からの請求書に基いての銀行引き落としを原則とする。

（設備及び備品等）

第 11 条 340 坪の敷地に建つグループホームコティ東彩都の個人用居室以外の設備と備品のほか、旧デイサービスコティ東彩都のすべての設備と備品を使用できるものとする。

（1）リビングダイニング （機能訓練室有）

（2）和室 中庭を望む掘りごたつ設置の純和風和室

（3）浴室 洗面所 デイサービス棟浴室には、リフト浴設備有

（4）台所

（5）菜園

（6）トイレ グループホーム棟デイサービス棟に 3 か所ずつバリアフリースイレを設置。

（衛生管理等）

第 12 条 事業を提供する施設、設備及び備品または食用飲用に供するものについて、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生しないように、また蔓延しないように必要な

措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 事業の提供時に、利用者のに緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じる。困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

また、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

（身体拘束等の禁止）

第15条 本事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従事者その他の従業者に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護従業者その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（苦情処理）

第16条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、または市の職員からの質問若しくは照会に応じ、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、その指導や助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者または家族からの苦情に関して、国民健康保険団

体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（情報公開）

第17条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める基準に従って提供する介護サービスの質の評価（「自己評価」）を実施し、定期的に「外部評価」を受け、それらの結果等を公表するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 本事業所は、入居者様の人権の擁護、虐待等の防止等のために、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

（個人情報の保護）

第19条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、退職した後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。

3 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

（運営推進会議）

第20条 事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、及び指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成する。

3 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回とする。

4 運営推進会議は、事業の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望や助言を聴く機会とする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 必要に応じて適切な研修を行う

2 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存

するものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ファミライフエヌと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

日常生活圏域

